令和8(2026)年11月19日 第8-16号

広報かさま お知らせ版

2026
回覧

問い合わせ方法：笠間市役所本所・支所
笠間・友部地区から　℡ ０２９６（７７）１１０１
℡ ０２９６（７２）１１１１
岩間地区から　℡ ０２９９（３７）６６１１

LINE　スマホ版　アプリマチイロ

■お知らせ
①農地の適正な管理をお願いします
②ひとり親家庭の新入学児童・生徒に入学のお祝いを贈ります
③いばらき高齢者優待制度
「いばらきシニアカード」をご利用ください
④「介護マーク」をご活用ください
⑤集団健診・がん検診を受診しましょう
⑥水道工事に伴う交通規制を行います
⑦「動く市役所」をご利用ください
⑧法務局の窓口対応時間が変わります
⑨不動産取得税の課税免除などについて
⑩12月10日から16日は
「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

■教養・文化・交流 など
⑪旧陸海軍の史料はありませんか
⑫もの忘れ相談会
⑬精神保健福祉教室
－こころの病気と地域の支えを学ぶ－
⑭トリプルP(前向き子育てプログラム)
参加者募集
⑮木村武山生誕150年記念 生徒作品展
「墨画表現の世界にふれる」
⑯令和8年度 第2回 新農業人フェア
in いばらき2026
⑰茨城いのちの電話 相談員養成講座
⑱地域交流センターともべ イベント
⑲水戸建築高等職業訓練校 生徒募集
⑳ちびっこスキー・スノーボード教室

① 農地の適正な管理をお願いします

問　農業委員会事務局(内線536)

農地に雑草が繁茂し荒廃化すると、火の不始末などによる火災が起き、交通の妨げや病害虫の発生、有害鳥獣の隠れ場所になるなど、近隣の農地や住民に大変な迷惑がかかる可能性があります。

農地法第2条の2の規定では、「農地所有者等は、当該農地を農業上の適正かつ効率的な利用確保に努めなければならない」と定められていますので、定期的に草刈りや耕起をするなど、農地の適切な維持・管理をお願いします。

【回覧】お早めに回してください　全10ページ(A3…2枚、A4…1枚)